

得取かゝり、まけ候へば、持たる國まで被取、身をも相果と申候、つれぐさに、双六之上手の手だてに、かたんと打べからず、まけじと打べしと書置候、是其理也、其方事先所帶をつまじく、夜日心がけ、其上にて商賣無油斷可仕候、若ふと總銀子もうしない候共、少成其所帶に仕入殘たる物にて、又取立候事も可成候、銀子まうけ候すると計心得少もしよたいに不殘、ほしき物をもかい、仕度事をも存分のまゝ、調候は、一日之内に身上相果可申候、とかく先すりきりはて候する時の用心分別専用也、双六上手之手だておもひあわせ候へ乍、恐右之十七ヶ條爲其方には、太子之御憲法にもおとりまじく候、毎日に一度も二度も取出令披見、失念候まじく候、於同心此内一ヶ條も、生中相違仕まじきと、實印之うらをかへし、誓紙候て可給候、拙之死候は、棺中に入べきため也、仍而遺言如件、

慶長拾五年甲戌正月十五日

盧白軒

宗室花押

神屋徳左衛門どのへ

〔良將達徳鈔十上〕一細川越中守忠興家臣松井佐渡守、有吉頼母介、大剛の兵にて、牛角の兩家也。松井佐渡守末期に及び遺言に、士は武道一通がよし、其いはれは、我歌道茶湯辨舌公儀よき故に、武邊は脇になりたり、場數は有吉に二度多けれ共、世間にては、公儀分別は松井佐渡守、武邊は有吉頼母と云と聞、唯士は有吉がごとく、武道計にて、其外は無調法なるがよしと、申候きなり。

〔備前老人物語〕一吉村又右衛門は、人のゑりたる武勇の人也と申しき、中國へ罷下らんとせしころ、暇乞とて夜中に來れり、又いつあふべきもゑるべからずなどいひて、酒飲て、過し事ども心しづかに語ぶ、いまは夜深ぬざらばとて立かへるほどに、門のそとまで送りて、命あらば又ぞやあふといつて、たちわかれんとせしに○中今すこし送れよといひて、二三町ばかりかたらひゆく